大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室工事監理業務登録要領

(目的)

第1条 この要領は、都市整備部住宅建築局が条件付一般競争入札等により入札参加資格として設定する「工事監理業務登録」について、必要な事項を定めるものとする。

(申請対象者)

- 第2条 登録申請を行おうとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1)大阪府の測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の「建築設計・監理」又は「設備設計・監理」の認定(以下「認定」という。)を受けている者(契約局が同資格の審査申請を受け付けた者(以下「認定予定者」という。)を含む。)。
 - (2)工事監理業務を受託する意思があり、工事監理担当技術者(登録申請を行おうとする者に現に所属している技術者に限る。)を配置できる者。
 - (3)あらかじめ公共建築室より委託内容等について説明を受けた者。

(登録申請の手続き)

- 第3条 登録申請は、次の各号に掲げる書類等(以下「登録申請書類」という。)を公共建築室 へ電子メールにて提出して行うものとする。
 - (1)工事監理業務登録申請書(様式-1、以下「登録申請書」という。)
 - (2)事務所連絡先調書(様式-2、以下「連絡先調書」という。)
 - (3)配置予定の工事監理担当技術者経歴書及び動向調書(様式-3、以下「経歴書等」という。)
- 2 申請者は、前項の規定に基づき提出した登録申請書類を確認用として保管しておくものとする。

(登録申請の受付)

第4条 公共建築室は、前条第1項に基づく書類等の提出があった場合において、必要事項がすべて記載されていることを確認できたときは、登録申請を受け付けるとともに、その旨を申請者へ電子メールにて通知するものとする。

(登録申請の受付期間)

第5条 登録申請の受付は、随時行うものとする。

(登録申請情報の管理)

第6条 公共建築室は、第3条第1項に基づき提出された登録申請書類の情報について、第1 条の目的以外には使用しないものとする。

(登録及び登録名簿の公表)

- 第7条 公共建築室は、第4条に基づき登録申請を受け付けた者(以下「登録事務所」という。) を原則翌々日(休日を除く。休日とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例 第二号)第2条第1項に規定する府の休日をいう。)に登録し、名簿(以下「登録名簿」とい う。)を公共建築室ホームページ(以下「ホームページ」という。)で公表するものとする。
- 2 認定予定者については、前項に定める日又は認定を受ける日のいずれか遅い日に登録し、登録名簿をホームページで公表するものとする。

(登録内容の変更及び登録の辞退)

- 第8条 登録事務所は、第3条第1項に基づき提出した連絡先調書及び経歴書等に記載した 内容に変更(経歴書等の追加及び削除を含む。)が生じた場合は、変更内容を反映させた 連絡先調書及び経歴書等を公共建築室へ電子メールにて提出するものとする。
- 2 登録事務所は、登録を辞退する場合は、工事監理業務登録削除届(様式-4、以下「削除届」という。)を公共建築室へ電子メールにて提出するものとする。
- 3 公共建築室は、登録内容の変更及び登録の辞退があった場合は、登録名簿を修正し、ホームページで公表するものとする。

(配置予定の工事監理担当技術者の動向報告)

第9条 登録事務所は、配置予定の工事監理担当技術者の動向について報告を求められた場合は、変更の有無にかかわらず、公共建築室が定めた期日までに電子メールにて報告するものとする。

(公共建築室からの連絡)

第10条 公共建築室から登録事務所への連絡は、連絡先調書に記載されたメールアドレスあてに電子メールにて行う。

(登録名簿からの削除)

- 第11条 第2条第1号に該当しない者は、登録名簿から削除するものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録名簿から削除できるものとする。
 - (1)この要領に定める登録申請に関し、虚偽の記載をした者。
 - (2)第2条第2号に該当しない者。
 - (3)第8条第1項に定める書類を提出しない者。
 - (4) 第9条の規定に基づく報告を2回以上連続して怠るなど報告する意思のない者。
- 3 前項の規定に基づき、登録名簿から削除することを決定した場合は、その旨を当該登録事務所あて通知するものとする。

(再登録の手続き)

- 第12条 第8条第3項又は第11条第1項の規定により登録名簿から削除された者は、公共建築室に対し、再登録の申請をすることができる。
- 2 前項の申請は、登録名簿から削除された日から6ヶ月以内にしなければならない。
- 3 第2条の規定は第1項における再登録の申請をする者について準用する。この場合において、同条中「次の各号のいずれにも該当」とあるのは、「第1号及び第2号に該当」と読み替えるものとする。
- 4 第3条の規定は第1項における申請について準用する。この場合において、同条第1号の「登録申請書」とあるのは、「工事監理業務再登録申請書(様式-5)」と読み替えるものとする。
- 5 第4条、第5条、第6条及び第7条の規定は第1項における申請があった場合について準用する。

附則

(施行日)

1 この要領は平成 20 年 5 月1日から施行する。

(本要領施行時の取扱)

2 この要領の施行日前に、第4条に基づく申請書類②~④に相当する書類を提出されている場合は、第4条に基づく登録申請手続きがあったものとみなす。

附則

この要領の変更は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領の変更は平成22年3月1日から施行する。

附則

この要領の変更は平成22年9月28日から施行する。

附則

この要領の変更は平成28年6月9日から施行する。

附則

この要領の変更は令和元年9月6日から施行する。

附則

この要領の変更は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領の変更は令和2年9月1日から施行する。

附則

この要領の変更は令和3年11月1日から施行する。

附則

この要領の変更は令和4年4月1日から施行する。